

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 粒谷 友示					
年 月 日	令和6年4月25日他				
表 題	奈良県議会議員 粒谷友示ホームページ				
対 象 者	インターネット利用者				
開 設 目 的	・県政報告を行うとともに、県民の意見を募集する				
按分率の説明	政務活動以外の記事の掲載があるため				
内 容	議会報告、プロフィール等				
ホームページ 制作等に要し た経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	管理更新料	オフィス ジョイエ イト	月 32,400 円	月額定額	4,24,35,48, 59,70,88, 101,114,123, 136,150
	合計 388,800 円 ※50%充当 194,400 円				
備 考	ホームページアドレス : http://www.tsubutani-tomoshi.com/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務契約書



ホームページ管理業務契約書

委託者 奈良県議会議員 粒谷友示

(以下、甲という) および、

受託者

オフィスジョイエイト 吉川 章 (以下、乙という)

甲は、この契約に定める条件でホームページ管理・更新に関する業務を乙に注文し、乙はこれを受注します。本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙双方が民法をはじめとする法令等を踏まえ誠意をもって協議します。

業務内容 (詳細に記入)

- ・ ホームページの管理更新 (ブログ・SNS)
- ・ サーバーへのアップロード及び設定
- ・ 簡易SEO (検索エンジン最適化)、
- ・ サーバー管理 (FTPサーバ)

報酬額 (ホームページ管理更新費)

〒 32,400 (税込み)

お支払期日

☐ 管理更新費 毎月27日

支払方法

- ☐ 現金
- ☐ 月々管理費は乙指定の銀行より自動引き落とし
- ☐ 振込み先

ジャパンネット銀行

店番号 口座番号

オフィスジョイエイト ヨシカワ アキラ

特記事項

- ①甲及び乙は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、相手方の同意なく無断で、第三者に提供又は漏洩し、本契約以外の目的に利用してはならないものとし、本契約締結後に記載内容に変更が生じた場合は、甲、乙協議の上書面により別に定めるものとし、
- ②サーバーダウン、その他のトラブル等でホームページ更改・更新に支障が出た場合、乙は速やかに復旧する事を義務としますが、その場合、甲は乙に対して賠償保証の対象としないものとする。
- ③制作依頼後のキャンセルは制作段階に応じたキャンセル料を頂きます。
- ④ホームページ管理契約期間中の解約は、基本的にできないものとし、
- ⑤乙が何らかの事情で業務を停止する場合は、甲、乙協議の上で定めるものとし、
- ⑥ホームページの著作権は、制作費のお支払い完了後にお渡しますが、月の管理契約を結ぶことを条件とします。

上記の通り業務契約を締結し、その証として本書2通を作成し、
甲乙記名 押印の上、各々1通を保有します。

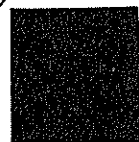
平成 30 年 3 月 2 / 日

委託者 (甲)

所在地

氏名

奈良県生駒市表町1092-1
粒谷友示



受託者 (乙)

住所 奈良県生駒市本町8-17大西ビル2F

氏名

オフィスジョイエイト 吉川 章



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 粒谷 友示				
年 月 日	令和6年5月8日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む ◆本会の活動頻度 年に数回の会合 ◆参加者の状況 地方議員 奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,330	30,000 円＋振込手数料 330 円	17
	合計		30,330 円	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 粒谷 友示

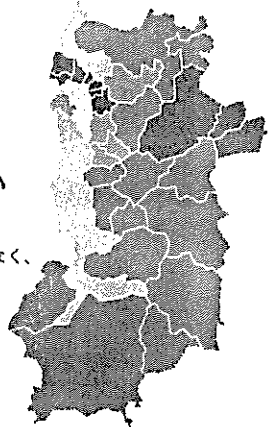
年 月 日	令和6年6月10日				
表題と発行部数	会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.02」 10,000部ポスティング（ポスティング日 6/5、6/6、6/7）				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング				
発行目的	県政運営の現状とそれに対する会派の取組みの周知を図る。				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	・令和6年度予算修正案提案について ・防災拠点について ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会アリーナ設置について 他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ポスティング費用	（株）明 新社	61,710円	@5.6円×10,000部 ×消費税 +振込手数料110円	29
	※100%充当 合計61,710円				
備考	添付資料：会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.02」				

注：発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒680-8501
奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内
TEL 0742-27-8952

Vol.02

大和町市 米田 忠則 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和町市 粒谷 友示 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 田中 惟允 ●建設委員会 ●都市・農山村地域振興対策 特別委員会	宇陀市・宇陀郡 荻田 義雄 ●建設委員会 ●社会福祉対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 岩田 国夫 ●建設委員会	宇陀市・宇陀郡 中野 雅史 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 山本 進章 ●文芸・文化委員会 ●社会福祉対策特別委員会 ●議会運営委員会
北葛城郡 井岡 正徳 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	北葛城郡 乾 浩之 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください  我々 22 人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。		宇陀市・宇陀郡 西川 均 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 池田 慎久 ●経済政策委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	
北葛城郡 川口 延良 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	北葛城郡 浦西 敦史 ●厚生委員会 ●都市・農山村地域振興対策特別委員会 ●議会運営委員会			宇陀市・宇陀郡 小村 尚己 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 足田 進一 ●文芸・文化委員会 ●社会福祉対策特別委員会 ●議会運営委員会	
北葛城郡 若林 かずみ ●文芸・文化委員会 ●社会福祉対策特別委員会	北葛城郡 伊藤 将也 ●経済政策委員会 ●都市・農山村地域振興対策特別 委員会	宇陀市・宇陀郡 金山 成樹 ●建設委員会 ●社会福祉対策特別委員会 ●議会運営委員会	宇陀市・宇陀郡 芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 斎藤 有紀 ●建設委員会 ●社会福祉対策特別委員会 ●議会運営委員会	宇陀市・宇陀郡 川口 信 ●建設委員会 ●都市・農山村地域振興対策特別 委員会	宇陀市・宇陀郡 永田 恒 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会

令和 6 年度予算の修正案を提案し、可決！

令和 6 年度予算において、自由民主党・無所属の会は 2 月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて 2 月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の 2 つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。



本会議で修正予算が可決

● 3/12～19 予算審査特別委員会

3 月 12 日～19 日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した 19 日の総括質疑では、10 時間を超える大激論となりました。令和 6 年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」ととなりました。



予算審査特別委員会の様子

出典：奈良県議会公式ホームページ内議会中継

● 「再議」で 2 条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の 2 つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成 28・反対 15 で再議の可決に必要な 2/3 に届かず否決されました。一方、総務警察委員会でも可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2 件は採択されました。



「再議」とは？

知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議会に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の 3 分の 2 以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公園を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとするを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。

五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備

県立橿原公園を“中核的広域防災拠点”として整備
五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備

政策決定の問題点

(県立橿原公園の課題)

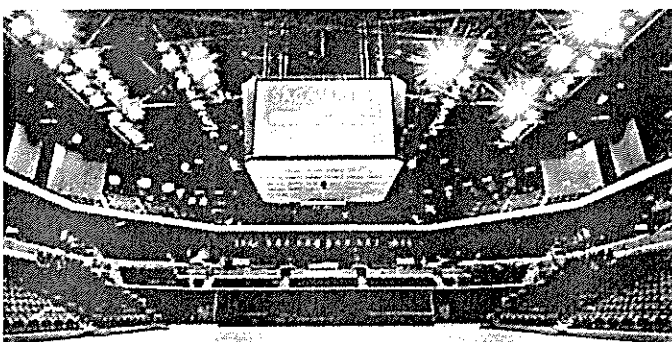
- 1 面積が小さく応援部隊が滞在できない
- 2 液状化の危険
- 3 法律的に大型ヘリコプターが使用できるか検討できてない

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公園でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設



▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用はできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第11号様式の11（第5条関係）

令和6年度 事務所状況報告書

会派・議員名 粒谷 友示

① 政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
② 所在地	住所 生駒市俵口町1092-1 電話 0743-75-2434 延べ床面積 68 m ²
③ 他用途との兼用	☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他
④ 所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤ 按分率の考え方	☒ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 68 m ² (a) うち政務活動使用面積 68 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 68 / 68 → 按分率 1 / 1
⑥ 事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方：面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 / (按分率の考え方：)
⑨ 備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲) と

賃借人 粒谷 友示 (以下乙) の甲乙間において、次の通り契約を締結した。

第1条

甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

1. 建物所在 生駒市俵口町1092-1
2. 床面 68㎡

第2条

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

第3条

賃料は、1ヶ月 金108,000円とし、乙は毎月末日までにその翌月分を支払うものとする。また、1ヶ月に満たない月の賃料は、日割計算とする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

第4条

乙は、建物を政務活動事務所の目的に使用する。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

令和5年 3月31日

賃貸人 (甲)

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙)

住所 生駒市俵口町1315 [REDACTED]

氏名 粒谷 友示 [REDACTED]

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 粒谷 友示

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
④職務内容	政務活動に係る事務補助及び後援会事務
⑤給料（賃金）	80,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （政務活動・後援会活動） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 資格社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			電話
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 パートタイム派遣職員その他（）		
就業場所	生駒市俵口町1092-1（政務活動事務所） 生駒市俵口町1315（後援会事務所）		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務		
就業時間 （休憩時間）	10：00～17：00のうち、週16時間程度		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（）		
休暇	年次有給休暇その他特別休暇（）		
賃金	基本賃金 月給 80,000円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 末日） 賃金支払日（毎月 末日） 賃金の支払方法（ ☒ 現金払い ☐ 振込） 賃金支払時の控除（ ☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☐ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和6年3月31日			
雇用者 粒谷 友示			
被雇用者			

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 粒谷友示】

雇用者氏名		住所	生年月日			性別	雇入年月日	H29. 4. 1																	
4月																									
労働日数	16	5月	15	6月	17	7月	8月	15	9月	16	10月	16	11月	16	12月	16	1月	15	2月	15	3月	16	賞与1	賞与2	合計
労働時間数	64	60	60	64	68	64	64	60	64	64	64	64	64	64	64	64	60	60	60	60	64				189
時間外労働																									756
休日労働																									0
深夜労働																									0
基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000			960,000
時間外手当																									0
通勤手当(課税)																									0
通勤手当(非課税)																									0
課税合計	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	960,000
非課税合計																									0
総支給額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	960,000
健康保険料																									0
介護保険料																									0
厚生年金保険料																									0
雇用保険保険料																									0
社会保険料合計																									0
課税対象額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	960,000
所得税																									0
市町村民税																									0
控除額合計																									0
差引支給額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	960,000
領収印																									